

養育費に関する公正証書等の作成支援について

県では、令和4(2022)年度から、ひとり親家庭の養育費の確実な受取を支援するため、公正証書等の作成経費に対する補助を行います。

1 事業の概要

(1) 事業名

養育費に関する公正証書等作成支援補助金

(2) 補助対象者

県が福祉に関する事務を所管している9町在住のひとり親

(所得制限：児童扶養手当受給者または同程度の所得水準者)

(3) 補助対象経費

強制執行を認める条項を記載した公正証書等の文書作成に要する経費

(公証人手数料、戸籍謄本等添付書類取得費用など)

(4) 補助上限額

30千円/人(国1/2、県1/2)

(5) 予算額

270千円

2 本事業の対象市町村

和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、吉備中央町